

# 9月9日は救急の日

110  
消防署より

救急の日とは、救急医療と救急業務について国民の正しい理解と認識を深めるとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、昭和57年に定められました。

## 一家庭に一救急隊員！

下川消防署では、「救命の連鎖」を途切れなく、できるだけ早くつないでいく体制づくりを目指しています。

「救命の連鎖」とは次のようなものです。

■お問い合わせ  
下川消防署 ☎・☆4-2119



- ①救急の際、その場に居合わせた人が、できるだけ早く119番に通報すると同時に、救急車が到着するまでの間、心肺蘇生・AEDの応急救手当を行う。
- ②救急隊がそれを引き継ぎ、より高度な救急救命処置を行いながら、医療機関に搬送する。



このような体制を整え、一人でも多くの「救える命」を救うため、各家庭に一人でも多くの普通救命講習受講者を増やしたいと考えていますので、ぜひ「一家庭に一救急隊員！づくり」にご協力お願いします。

また、誰でも使用が可能になったAED（自動体外式除細動器）の講習を含む講習会を希望者に対し随時、無料で開催します。団体、サークル、友達同士（概ね5名程度）などで、お気軽にお申し込み下さい。

心肺停止した人に対しては、早期に心肺蘇生法とAEDを用いた電気ショック（除細動）を行うことが救命率アップにつながります。いざというとき、あわてず安全確実にAEDが使用できるよう、講習を受けてあなたの身近な人を救いましょう。

## 救急車の正しい利用を！

救急車の出動は年々増加しています。緊急ではないのに救急車を呼ぶと、本当に必要とする人の到着が遅れる恐れがあります。「救える命」を救うためにも、正しい利用にご理解とご協力をお願いします。

救急講習会の開催・お問い合わせは下川消防署 救急係まで

下川消防署 ☎・☆4-2119

令和3年の状況（7月末現在）

火災件数	0件
救急出動件数	91件